

## 第14回 農業委員会総会議事録

日時 令和6年8月26日 13:30~13:45

場所 役場庁舎 議場

出席委員（承認印）

1番 埜田	2番 八田	3番 佐藤	4番 内田	5番 大島	6番 鈴木	7番 山口
8番 水崎	9番 柴田	10番 加茂	11番 水崎	12番 濱野	13番 出羽	

欠席委員：なし

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

### 1 開会

### 2 議事録署名委員の指名

8番 水崎委員  
9番 柴田委員

### 3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 8月の業務報告について
- (3) 9月の業務予定について
- (4) あっせん報告について

### 4 議案

- 第1号 合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地買入協議要請について

### 5 協議事項

- (1) 農地のあっせんについて
- (2) その他

### 6 その他

- (1) 次回の総会 9月25日（水）午後6時00分から
- (2) その他

事務局長	<p>お疲れ様でございます。  ただ今から第14回農業委員会総会を開会いたします。  礼を交わします。起立。礼。  ただ今の出席委員数は、13名で定足数に達しております。  それでは、これより先は議長の進行でお願い致します。</p>
議長	<p>本日は大変ご苦勞様でございます。  また先日のパークゴルフ大変ご苦勞様でした。  うちのチームは準優勝、そしてスコア1位は柴田君ということで、大変開  催地にふさわしいプレーができたのかなというふうに思っております。  それでは総会を進めていきたいと思えます。  まず日程2の議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>8番 水崎委員、9番 柴田委員この両名を指名いたします。</p> <p>続きまして日程3の報告事項に入ります。</p> <p>(1)の諸般の報告についてですが、  こちらからはございませんが皆さんからはありませんか。</p> <p>(「ありません。」の声)</p> <p>それでは、(2)8月の業務報告及び(3)9月の業務予定について、  事務局から説明願います。</p>
事務局長	<p>議案3ページをお開きください  (2)8月の業務報告についてです。  今お話ありましたけども、21日南十勝の研修会・パークゴルフ大会が本村  で開催されました。5町村で約65名の参加をいただいております。  26日、総会、終了後、広報委員会を開催しますので広報委員の方は残って  いただきますようお願いいたします。  次に(3)9月の業務予定についてですが、  4日から13日で定例議会の開会となっており、出羽会長には4日に出席し  ていただきます。  9月下旬に総会となっております。  あと米印ですね、議会との合同作物作況調査につきましては、昨年に続き今  年も議会のみで実施となっており、事務局が圃場の案内をすることになってい  ます。コロナ前は農業委員さんも入っていただいて開催していたんですけど  も、コロナになってからは縮小してずっと縮小を継続しているというような形  となっております。  以上です。</p>
議長	<p>続きまして、(4)あっせん報告について、事務局から説明願います。</p>
事務局長	<p>4ページをご覧ください。  今回のあっせん報告は、売買1件の成立となっております。</p>

	<p>売買の番号 1 番です。  議案 5 ページに位置図、6 ページに地番図となっております。  売り主は、汐川純子さんで、買い主は、八田侑也さんです。  土地の所在は、元大正基線 1 7 6 番 1 のほか合計 1 0 筆、38,067 m<sup>2</sup>の農地です。  売買価格は 1 0 アール当たり 300,000 円で、総額 11,420,000 円です。  本年度の農地売買等事業に参加することで合意しています。  北海道農業公社の事業であります農業売買等事業に参加することから議案 1 9 ページで買入協議要請をしようとするものです。  報告は以上です。</p>
議長	<p>次に、議案の審議へ移ります。  議案第 1 号 合意解約通知の成立状況の確認について  合意解約の番号 1 番について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案 7 ページをご覧ください。番号 1 番です。  貸主は、黒目助男さんで、借主は、川上智幸さんです。  中段をご覧ください。平成 2 4 年 1 月 2 7 日から農地法第 3 条により賃貸借をしていましたが、令和 6 年 8 月 9 日をもって合意解約する通知の提出がありました。  本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされており、賃貸借の解約が成立していると考えます。  説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。  それでは、質疑を受けたいと思います。  質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
議長	<p>質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。  議案第 1 号 合意解約の番号 1 番について、承認決定することに異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
議長	<p>議案第 1 号 合意解約の番号 1 番は、原案どおり可決決定されました。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、  番号 1 番について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案 8 ページをご覧ください。番号 1 番です。  埜田信浩さんが、格納庫を新設するための永久転用の許可申請です。  土地の所在は、南常盤東 4 線 2 9 7 番 2 9 の 1 筆、790.70 m<sup>2</sup>です。</p>

	<p>工事期間は、許可の日から令和6年11月30日までです。          転用にかかる部分の面積内訳については、記載のとおりとなっています。          議案9ページに位置図を、10・11ページに転用部分の実測図（地番図）をお付けしております。          また、別紙でお配りしている資料 調査書1～3ページに記載のとおり、          許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。          また、本案件の農地転用に係る農振法上の用途変更手続きについては、議案12ページ、13ページのとおり令和6年8月19日付で用途変更が完了し、計画変更の決定がされております。          現地確認は、佐藤委員、大島委員が行っております。          説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。          現地確認委員の意見を求めます。</p>
	<p>3番 佐藤委員 何か補足などありませんか。</p>
佐藤委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>5番 大島委員 何か補足などありませんか。</p>
大島委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは番号1番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（「ありません。」の声）</p>
議長	<p>質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。          番号1番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「ハイ」の声）</p>
議長	<p>それでは、議案第2号、番号1番は原案どおり可決決定されました。           議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、          番号1番について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案14ページをご覧ください。番号1番です。          堀口光雄さんの所有農地に、興和地区の会館を新築しようとする永久転用の許可申請です。          土地の所在は、興和東5線202番10ほか、合計3筆、382.31㎡です。          工事期間は、許可の日から令和6年12月31日までです。          議案15ページに位置図を、議案16ページに実測図（地番図）をお付けしております。</p>

	<p>また、別紙でお配りしている資料 調査書 4～6 ページに記載のとおり、許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。</p> <p>また、本案件の農地転用に係る農振法上の除外手続きについては、議案 17 ページ、18 ページのとおり令和 6 年 7 月 29 日付で除外手続きが完了し、計画変更の決定がされております。</p> <p>現地確認は、埜田代理、八田委員が行っております 説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。</p>
	<p>1 番 埜田代理           何か補足などありませんか。</p>
埜田代理	<p>ありません。</p>
議長	<p>2 番 八田委員           何か補足などありませんか。</p>
八田委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「ハイ」の声)</p>
議長	<p>それでは、議案第 3 号、番号 1 番は原案どおり可決決定されました。</p>
	<p>次に 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づく農用地買入協議要請について 番号 1 番について事務局から説明願います。</p>
事務局長	<p>議案 19 ページをご覧ください。 本案件につきましては、北海道農業公社による買入が特に必要と認められることから、中札内村に対し買入協議要請を行おうとするものです。</p> <p>それでは番号 1 番です。所有権移転の申出者は、汐川純子さんです。 土地の所在は、元大正基線 176 番 1 のほか合計 10 筆、38,067 m<sup>2</sup>の農地となっております。 説明は以上です。</p>

議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。  それでは、番号1番について、質疑を受けたいと思います。  質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
議長	<p>質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。  番号1番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「ハイ」の声)</p>
議長	<p>それでは、番号1番は原案どおり可決されました。</p> <p>以上で議案の審議を終わります。</p> <p>次に日程5の協議事項に入ります。  (1) 農地のあっせんについて  売買の番号1番について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>今月は、売買のあっせん申出が1件となります。  議案の20ページをご覧ください。売買の番号1番です。  土地所有者は、黒目助男さんで、土地の所在は、元更別東4線24番2の他、  合計2筆、44,494.20㎡の農地です。  21ページに位置図を、22ページに地番図をお付けしております。  説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいま説明がありました。  それでは、売買の番号1番について質疑を受けたいと思います。  質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、番号1番について、あっせんすることに異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「ハイ」の声)</p>
議長	<p>それでは、番号1番は、あっせんすることに決定いたします。</p> <p>それでは売買の番号1番について、あっせん委員の指名をします。  6番 鈴木委員、8番 水崎保好委員、11番 水崎勝秀委員、13番 出羽を指名いたします。</p> <p>なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。</p> <p>次に協議事項(2)その他については、事務局からないので、</p>

	皆さんから何かございますか？
委員	(「ナシ」の声)
議長	それではないようですので、続いて、日程6(1) その他ですが (1) 次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	(1) 次の総会ですが、9月25日(水)午後6時から、農繁期ということもありまして午後6時から、役場庁舎でお願いいたします。
議長	次回の総会は、9月25日水曜日の午後6時00分からということで 開催場所は、役場・会議室でお願いいたします。
	(2) その他 事務局から何かありますか。
事務局長	ありません。
議長	その他 皆さんから何かありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	それではないようですので、以上で第14回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。
	(「お疲れ様でした。」の声) (13時45分閉会)

本議事録は、会議の顛末について記録されており、間違いなことを認めここに署名する。

令和6年8月29日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員(議席 番 \_\_\_\_\_)

署名委員(議席 番 \_\_\_\_\_)